

【別紙資料】

県内で、令和4年度の運営指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。
今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

※施設系サービス: 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院, 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護

※居宅系サービス: 訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 福祉用具貸与, 福祉用具販売

※通所系サービス: 通所介護, 通所リハビリテーション

【人員基準】

新番号	サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
1	共通	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないにも関わらず、管理者が置かれていない事例が認められた。	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。
2	訪問介護	訪問介護員等の員数	勤務実績から、訪問介護員等の員数が常勤換算法で2.5を下回っていた。	訪問介護員等として、常勤換算方法で2.5以上配置すること。
3	訪問介護	サービス提供責任者	サービス提供責任者について、サービス提供責任者に任命したことがわかる書類が作成されていない。	サービス提供責任者について、サービス提供責任者に任命したことがわかる書類を整備しておくこと。
4	訪問看護	看護師等の員数	出勤状況を確認できる書類(出勤簿及び休暇簿)がない看護師がおり、常勤換算方法で2.5以上を確保できているか確認できなかった。	出勤状況を確認できる書類を整備すること。
5	通所介護	従業者の員数	生活相談員が、サービス提供日に配置されていない日があった。	生活相談員は、サービス提供日ごとに必要数を配置すること。
6	通所介護	従業員の員数	介護職員は、単位ごとに提供時間数及び利用者数に応じて確保されなければならないが、確保されていない日があった。	単位ごとに、提供時間数及び利用者数に応じて確保すべき介護職員数を配置すること。
7	通所介護	従業員の員数	看護職員は単位ごとに1以上確保されなければならないが、確保されていることが確認できない日があった。	看護職員は、当該事業所の従業員又は病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する必要がある。単位ごとに確保すべき看護職員を配置できる体制を整えること。
8	短期入所生活介護	従業者の員数	看護職員と機能訓練指導員、また、介護職員と栄養士を兼務している職員について、それぞれの職種の勤務時間が区別されていないため、介護職員及び看護職員の常勤換算数が確認できなかった。	兼務する職種ごとの勤務時間を明確に分けること。
9	短期入所生活介護	従業者の員数	生活相談員に従事するための資格要件を満たしていることが確認できなかった。	生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者を配置すること。
10	特定施設入居者生活介護	従業者の員数	看護職員と介護職員の合計が基準を満たしていなかった。	看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
11	介護老人福祉施設	従業者の員数	栄養士又は管理栄養士を必要数配置していなかった。	栄養士又は管理栄養士を必要数以上配置すること。

【設備基準】

新番号	サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
12	通所介護	設備に関する基準	専用区画の変更(静養室及び食堂兼機能訓練室の面積変更)についての届出を行っていなかった。	変更の届出を速やかに行うこと。
13	介護老人福祉施設	設備に関する基準	厨房前の食堂・機能訓練室(共用)の一部は他施設への配膳のための通路として利用されていた。	通路を確保した上で食堂の面積を再確定し届け出ること。
14	介護老人福祉施設	設備に関する基準	娯楽室を食堂として使用している実態があった。	施設整備補助担当部署に確認の上、娯楽室の用途変更について検討すること。
15	介護老人福祉施設	設備に関する基準	併設短期入所生活介護施設専用の居室を入所者が利用していた。	適切な居室の利用に改めること。

16	介護老人福祉施設	設備に関する基準	図面上は静養室となっている部屋にに利用者が入居していた。	図面又は利用実態を改めること。
17	介護老人福祉施設	設備に関する基準	ブザー又はこれに代わる設備が設けられていない部屋があった。	適切に設置すること。

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項	
18	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の記載事項のうち、従業者の勤務体制や苦情処理の体制が古いままになっており、現在の勤務体制及び苦情処理の体制と一致していない事実が認められた。	重要事項説明書の記載事項(従業者の勤務体制、苦情処理の体制)に誤りがないよう、最新の情報を記載すること。
19	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の内容が変更しているにも関わらず、当該文書が利用者に交付されていない事例が認められた。	運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容を変更した場合は、利用者に文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
20	全サービス共通(該当しないサービスあり)	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない。(※該当するサービス:訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護)	重要事項説明書(介護保険・介護予防)に提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること。
21	全サービス共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。	請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しい記録を残すこと。
22	全サービス共通	利用料の受領	介護保険の区分支給限度基準額の上限までサービス提供を行った利用者について、その後のサービス提供を無償サービスとしていた事例が認められた。	当該事例は、不当な値引きに該当するため、まずは、居宅介護支援事業所と連携を図り、不要不急のサービスを見直すこと等により区分支給限度基準額を超過しない方法等を検討すること。
23	居宅サービス共通	利用料の受領	口座振替等で領収する場合には領収証の交付がされていない。	居宅介護サービス事業者等は、利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付しなければならないとされているが、口座振替等で領収する場合には領収証の交付がされていない。 ついては、現金領収以外の口座振替等により領収する場合も領収証を交付すること。
24	全サービス共通	基本的取扱方針	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが評価が行われていなかった。	定期的に自己評価を行い、サービスの質の改善を図ること。
25	全サービス共通	運営規程	運営規程の内容が、重要事項説明書の内容、又は実態と相違している。	運営規程(又は重要事項説明書)を修正すること。
26	全サービス共通	運営規程	運営規程の利用者負担割合について、1割負担のみを記載している事例が認められた。	運営規程の利用者負担割合について、1割負担だけでなく、2割、3割負担も記載すること。
27	全サービス共通	勤務体制の確保等	併設事業所と一体の勤務表が作成されており、勤務時間、常勤、非常勤及び職種ごとの兼務関係等が、事業所ごとに明確になっていなかった。 月ごとの勤務表を作成していなかった。	原則として、事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にし、従業員の勤務の体制を定めておくこと。
28	全サービス共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない、又は研修の記録を残していない事例が認められた。	管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、内容を記録として残すこと。
29	全サービス共通	勤務体制の確保等	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止のための方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。	必要な措置を講じること。特に、事業主の方針の明確化及び従業者への周知・啓発並びに相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備に留意すること。
30	全サービス共通	重要事項の掲示	当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していなかった。	当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示する又は、重要事項等をファイルにして備え付けておくこと。
31	全サービス共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合に、家族の同意を得ていないものがあった。	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ書面により当該家族の同意を得ておくこと。
32	全サービス共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報が記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。	利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上望ましくないため、使用しないこと。

33	全サービス共通	秘密保持等	従業者及び管理者(であった者を含む。)が正当な理由なく業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにするための必要な措置を講じていない。	従業者及び管理者(であった者を含む。)が正当な理由なく業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、誓約書の徴取等の措置を講ずること。
34	全サービス共通	苦情処理	受け付けた苦情について記録がなかった。 また、苦情処理の手順について利用申込者に説明されておらず、掲示もされていなかった。	受け付けた苦情の内容等を記録すること。また、苦情処理の手順について利用申込者に説明の上、掲示すること。
35	全サービス共通	苦情処理	事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、受付日及びその内容等を記録しなければならないが、実績がないことを理由にその様式が整備されていなかった。	受け付けた苦情の内容等を記録するための様式を整備すること。
36	全サービス共通	苦情処理	苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならないが、保存されていない。	苦情の内容等の記録は、2年間保存すること。
37	全サービス共通	事故発生時の対応	事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないが、実績がないことを理由にその様式が整備されていなかった。	事故等があった場合に状況及び講じた措置について記録するための様式を整備すること。
38	全サービス共通	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生したにもかかわらず、市町に連絡していない事例が認められた。	利用者に対するサービスの提供により事故が発生し医師の処置を受けた場合等には、当該利用者の保険者である市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと。
39	居宅系サービス 通所系サービス 施設系サービス	緊急時等の対応	緊急時対応マニュアルがない。又は、利用者の病状に急変が生じた場合等に速やかに主治医への連絡を行うことについて定めていない。	緊急時対応マニュアルに、利用者の病状に急変が生じた場合等に速やかに主治医への連絡を行うことについて定めること。
40	居宅系サービス 通所系サービス	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	個別サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものになっていなかった。 居宅サービス計画が変更されていたが、個別サービス計画に反映されていなかった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すること。
41	居宅系サービス 通所系サービス	個別サービス計画の作成	個別サービス計画を作成した際に、利用者又はその家族に対し説明・同意を得ていない又は、交付していないものがあつた。	個別サービス計画作成後は、利用者又はその家族に対して説明、同意及び交付を行うこと。
42	居宅サービス共通	衛生管理等	労働安全衛生法上受診義務のある従業者の健康診断を行っていなかった。	従業者の健康状態について必要な管理を行わなければならないが、(その内容として)健康診断を行うこと。
43	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画の内容について、サービス提供責任者が利用者に説明していない、又は訪問介護員が説明している事例が見受けられた。	サービス提供責任者が、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行うこと。
44	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。	変更となった理由等を具体的に記載すること。 必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。
45	訪問介護	訪問介護計画の作成	サービス提供責任者でない者が作成した訪問介護計画書があつた。	訪問介護計画書は、サービス提供責任者が作成すること。
46	訪問介護	サービスの提供の記録	指定訪問介護を提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。	指定訪問介護を提供した際には、提供日や身体介護、生活援助の内容だけでなく、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項も記録すること。
47	訪問介護	サービスの提供の記録	①サービス提供記録表の一部がなかったため、提供実績を確認できない日があつた。 ②訪問介護記録書について、訪問予定のみが記載され、実績が記載されていないケースや、訪問予定と実績がいずれも記載されていないケースがあつた。	正確に記載すること。
48	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	要支援から要介護へ区分変更があつた利用者について、変更後の区分に基づく訪問看護計画書が作成されていない事例が認められた。	区分変更があつた場合には、改めて訪問看護計画書を作成すること。
49	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の中に、主治医に提出していないものがあつた。	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出すること。

50	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	訪問看護計画書の作成に当たって、利用者又はその家族に対して同意を得ていない事例が認められた。	訪問看護計画書の作成に当たり、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、利用者に交付すること。
51	訪問看護	事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルが作成されていなかった。	事故発生時の対応マニュアルを作成すること。
52	通所系サービス・施設系サービス	非常災害対策	非常災害対策について、風水害、地震に対処するための具体的な計画が作成されていない。また、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行っていない。	具体的計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、その記録をしておくこと。
53	通所系サービス・施設系サービス	非常災害対策	夜間を想定した避難訓練をしていなかった。	夜間を想定した避難訓練を実施すること。
54	共通（施設系サービス）	介護	介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならないにも関わらず、不適切なケアを実施している事例が認められた。	介護に当たっては、適切な技術をもって実施すること。
55	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。	4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。
56	特定施設入居者生活介護	利用料の受領、運営規程	おむつ代の支払いを受けているが、利用者又はその家族への説明及び利用者の同意がない。また、運営規程にも定められていない。	おむつ代につき、説明、同意及び運営規程への定めを行うこと。
57	施設系サービス	取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。	身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する等必要な措置を講ずること。
58	介護老人福祉施設	サービス提供の記録	入所者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入所の年月日及び入所している施設の名称を記載されていない。	入居者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入所の年月日及び入所している施設の名称を記載すること。
59	介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画は介護支援専門員が作成することとなっているが、施設サービス計画書の作成者や、サービス担当者会議の記録における「施設サービス計画作成者（担当者）」が介護職員となっているものが見受けられた。	施設サービス計画は介護支援専門員が作成すること。
60	介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	要介護更新認定を受けた場合にサービス担当者会議を開催していなかった。	入所者が要介護更新認定を受けた場合はサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。
61	施設系サービス	サービス提供の記録	入所者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入所の年月日及び入所している施設の名称を記載されていない。	入居者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入所の年月日及び入所している施設の名称を記載すること。

【その他】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項	
58	全サービス共通	人格尊重義務	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事例が見受けられた。	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、要介護者（要支援者）のため忠実にその職務を遂行し、高齢者虐待を行わないこと。
59	全サービス共通	変更の届出等	管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員、専用区画、運営規程、協力病院等の変更の届出が行われていなかった。	変更届が必要な事項について変更が生じた場合は、変更後10日以内に届け出ること。（ただし、「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、原則年1回で足りる）。また、適正な事業運営を確保する観点から、設備の変更や定員変更等運営に大きな影響のある変更は、事前（遅くとも2週間前まで）に届出を行うこと。

【介護報酬関係】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
--------	------	----------------	------

62	全サービス共通	基本報酬	サービスの提供を行っていないにもかかわらず、基本報酬を算定している事例が認められた。	基本報酬はサービスが提供された月に適切に算定を行うこと。
63	全サービス共通	基本報酬	記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。	基本報酬は、適正に算定を行うこと。
64	全サービス共通	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善計画について、全ての介護職員への周知が不十分だった。	計画の内容について、書面で作成し、全ての介護職員に確実に周知すること。
65	全サービス共通	介護職員等特定処遇改善加算	特定処遇改善加算報告書に記載された賃金改善所要額(以下「賃金改善所要額」という。)について、事務所に備えていた計算書類の数値と合っていることが確認できなかった。	賃金改善所要額と計算書類の整合が確認できる書類により、結果を報告するとともに、必要に応じて、特定処遇改善加算報告書の訂正を行うこと。
66	訪問介護	特定事業所加算	全ての訪問介護員等ごとに研修計画を作成しておらず、その計画に従い、研修を実施していなかった。	訪問介護職員等ごとに、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。また、実施が確認できる報告書等の記録を残しておくこと。
67	訪問介護	特定事業所加算	特定事業所加算について、利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議記録がされていなかった。また、訪問介護員等要件について確認できる書類を作成していなかった。	特定事業所加算について、利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議記録がないので、記録を作成すること。また、訪問介護員等要件について確認できる書類を作成していないので、要件を確認し確認した旨の記録を作成すること。
68	訪問介護	特定事業所加算	特定事業所加算の訪問介護員等要件については、過去3か月実績の平均で確認し、その後各月の前月の末日時点で資格取得等要件を確認することとされているが、確認できる書類を作成していなかった。	特定事業所加算の訪問介護員等要件について、過去3か月実績の平均で確認し、その後各月の前月の末日時点で資格取得等要件を確認した旨の記録を作成すること。
69	訪問介護	訪問介護費	前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護を行ったにもかかわらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。	前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算すること。
70	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	2名による訪問介護について、利用者又はその家族等の同意を得ていなかった。	2名の訪問介護員による訪問介護を行う場合は、訪問介護計画に2名による訪問介護が必要となる理由を記載して同意を得ること。
71	訪問介護	初回加算	初回加算について、サービス提供責任者が同行訪問した記録がなく、要件を満たすか確認できない事例があった。	初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が指定訪問介護を行うか又は同行訪問し、それを記録しておくこと。
72	訪問介護	初回加算	サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して算定すること。
73	訪問介護	生活機能向上連携加算(I)	当該加算は、利用者の急性増悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、訪問介護計画に基づく指定訪問介護を提供した初回の月に限り100単位を算定されるものであるにもかかわらず、翌々月において加算の算定を行っていた事例が認められた。	当該加算は、原則初回の月に限り算定できることに留意すること。
74	訪問看護	訪問看護費	末期の悪性腫瘍の患者について、訪問看護費の算定ができないにもかかわらず、訪問看護費を算定していた事例が認められた。	末期の悪性腫瘍の患者その他厚生労働省大臣が定める疾患等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しないこと。
75	訪問看護	訪問看護費	主治の医師の指示書の内容に変更がないにもかかわらず、訪問する職員が理学療法士から看護師へ変更となった事例が認められた。	医療系サービスは主治医の指示の元に提供されていることから、主治の医師に基づき、適切にサービスを提供するとともに、指示内容を確認できる記録を適切に残すこと。
76	訪問看護	訪問看護費	当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があったにもかかわらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。	利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問看護費は算定しないこと。
77	訪問看護	訪問看護費	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行ったにもかかわらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行った場合は、それぞれの所要時間を合算すること。
78	訪問看護	複数名訪問加算	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、利用者又はその家族等の同意を得る等、算定要件を満たした上で算定すること。

79	訪問看護	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者でないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合に算定すること。
80	訪問看護	同一建物減算	指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき、100分の90に相当する単位数を算定しなければならないにもかかわらず、当該減算を算定していない事例が認められた。	指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、当該減算を算定すること。
81	訪問看護	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者でない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	中山間地域等に居住していない利用者に対して、当該加算を算定しないこと。
82	訪問看護	緊急時訪問看護加算	他事業所で算定されているにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定すること。
83	訪問看護	緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある事業所が当該加算を算定することを、利用者又はその家族等から、同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加	当該加算は利用者又はその家族等の同意を得た上で算定すること。
84	訪問看護	緊急時訪問看護加算	訪問看護費が算定できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、訪問看護費が算定できる月に算定すること。
85	訪問看護	早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	緊急時訪問看護加算を算定しているにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、1月以内に2回目以降の緊急時訪問を行った場合に算定すること。
86	訪問看護	特別管理加算	看護職員が「点滴を週3日以上行う必要が認められる状態」の者に、週3回以上点滴を行っていない等、算定要件を満たしていないものにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、看護職員が「点滴を週3日以上行う必要が認められる状態」の者に、週3回以上点滴を行った場合に算定すること。
87	訪問看護	特別管理加算	「特別な管理を必要とする利用者」でないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、「特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある場合」に算定するとともに「特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態」にあることの根拠を残しておくこと。
88	訪問看護	特別管理加算	訪問看護費が算定できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、訪問看護費が算定できる月に算定すること。
89	訪問看護	ターミナルケア加算	主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めたことを示す書類及び、ターミナルケアに係る計画書の作成及び利用者とその家族に対して説明を行い同意を得たことが確認できる書類がなかった。	必要な書類を整理すること。
90	訪問看護	ターミナルケア加算	利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けており、介護保険における訪問看護費が請求できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、介護保険における訪問看護費が生じている場合に算定すること。
91	訪問看護	ターミナルケア加算	主治医と連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ていなかったにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で算定すること。 また、当該加算は、ターミナルケア期にある利用者に係る訪問看護が対象となるものであることに留意すること。
92	訪問看護	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行っているにもかかわらず、介護保険サービスを提供している事例が認められた。	指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行っている場合には、介護保険が請求できないことに留意すること。
93	訪問看護	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行っているにもかかわらず、訪問看護費を算定している事例及び減算していない事例が認められた。	当該指示の日から14日間を限度として訪問看護費を算定しないこと。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算すること。

94	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、利用者又はその家族へ説明、同意及び交付を含み、新規に訪問看護計画を作成した上で算定すること。
95	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで退院時共同指導を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導の内容を文書により提供した上で算定すること。
96	訪問看護	サービス提供体制強化加算	全ての看護師等ごとに研修計画を作成しておらず、その計画に従い、研修を実施していなかった。	看護職員等ごとに、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。
97	訪問看護	サービス提供体制強化加算	訪問看護費が算定できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は訪問看護費が算定できる場合に算定すること。
98	通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で個別機能訓練計画を作成しなければならないが、居宅での生活状況の確認や3月ごとに1回以上利用者の居宅へ訪問したことを書面で確認できない事例が認められた。	利用者の居宅での生活状況の確認や3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問したことを明らかにしておくこと。
99	通所介護	個別機能訓練加算	概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告していなかった。	概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について適宜介護支援専門員に報告し、適切な対応を行うこと。
100	通所介護	個別機能訓練加算	介護支援専門員へ個別機能訓練計画を交付していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	介護支援専門員へ個別機能訓練計画を交付の上、利用者又はその家族へ説明を行い、内容に同意を得た場合に当該加算を算定すること。
101	通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練を実施した担当者名が確認できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	個別機能訓練を実施した担当者名を記録に残しておくこと。
102	通所介護	個別機能訓練加算	利用者に対して個別機能訓練を実施していない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	個別機能訓練を実施する等、算定要件を適切に満たした上で算定すること。
103	通所介護	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を提供していない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、入浴介助を行う等、算定要件を満たすこと。
104	通所介護	入浴介助加算(Ⅱ)	浴室での利用者の動作や浴室の環境を評価を行ったことが確認できない事例が見受けられた。	当該加算の算定に当たっては、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価すること。また、利用者の身体状況や浴室の環境に変化があった場合は、入浴計画の見直しを行うこと。
105	通所介護	送迎未実施減算	利用者の居宅へ送迎を実施していないにもかかわらず、当該減算を算定していない事例が認められた。	送迎を行わない場合は、当該減算を算定すること。
106	通所介護	サービス提供体制強化加算	算定要件を満たすことが分かる前年度の計算記録が保存されていない。	常勤換算方法により算出した前年度の平均記録について、毎年保存しておくこと。
107	通所介護	サービス提供体制強化加算	次の算定要件について確認ができなかった。 ・事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が前年度平均で100分の50以上であること。	算定要件を満たすことが分かる記録を整備しておくこと。
108	通所介護	中重度者ケア体制加算	次の算定要件について確認ができなかった。 ①前年度の利用者総数のうち、要介護状態区分が要介護3・4・5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ②指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。	算定要件を満たすことが分かる記録を整備しておくこと。

109	通所介護	認知症加算	次の算定要件について確認ができなかった。 ①前年度の利用者総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ・Ⅳ・Ⅴに該当するものの占める割合が100分の20以上であること。 ②指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。	算定要件を満たすことが分かる記録を整備しておくこと。
110	通所リハビリ	リハビリテーションマネジメント加算	通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、関与した理学療法士等が利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容を医師に報告することとされ、また、当該加算の基準に適合することを確認し記録するとされているが、医師への報告の記録がないものがあった。	リハビリテーションマネジメント加算(A)イについて、通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、関与した理学療法士等が利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容を医師に報告することとされ、また、当該加算の基準に適合することを確認し記録するとされているが、医師への報告の記録がないものがある。については、加算の基準に適合することを確認するとともに、医師へ報告し記録すること。
111	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定にあたっては、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
112	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	利用者又はその家族等に対して、同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、看護職員が利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、利用者の同意を得て、協力医療機関又は利用者の主治の医師に対して、利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合に算定すること。
113	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関の医師又は利用者の主治医から署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定にあたっては、協力医療機関等の情報提供は、面談によるほか、文書(FAXを含む)又は電子メールにより行うことも可能であるが、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により、受領の確認を得た上で算定すること。
114	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、医師等のうち、その内容に応じ適当な者が、利用者又はその家族等に対して当該計画の内容を説明し、当該計画について同意を得ている者を対象に、算定すること。
115	介護老人保健施設	所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)について、診療録に診断名が記載されていない事例が認められた。	診療録には、診断、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を記載すること。
116	介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算	当該加算を算定する場合は、算定要件(※)を満たすことを毎月確認し、記録しなければならないが、当該記録が確認できなかった。 (※) ○ 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 ○ 介護福祉士の数が常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。	算定要件を満たしていること分かる記録を整備しておくこと。
117	介護老人福祉施設	看護体制加算Ⅰ	当該加算を算定する場合は、常勤の看護師を1名以上配置しなければならないが、令和4年4月から配置していることが確認できなかった。	常勤の看護師を1名以上配置すること。(准看護師は不可)
118	介護老人福祉施設	夜勤職員配置加算	当該加算を算定する場合は、夜勤を行う介護職員又は看護職員が、最低基準を1以上上回っている場合に算定できるが、算定要件を満たしていることが確認できなかった。	算定要件を満たしていること分かる記録を整備しておくこと。
119	介護老人福祉施設	夜勤職員配置加算	常勤職員及び非常勤職員の勤務実態について、有給休暇を取得した場合においても勤務表上は勤務したこととなっている	休暇を除いて計算すること。
120	介護老人福祉施設	精神科を担当する医師に係る加算	「認知症である入所者」とは医師が認知症と診断した者であるが、「日常生活自立度の判定結果Ⅱ以上」としていた。	「認知症である入所者」とは医師が認知症と診断した者とする